

特定非営利活動法人 メドゥサン・デュ・モンド ジャパン
定 款

前文

本団体は、特定非営利活動促進法の条項のもとに設立される。

本団体は、人道的、非宗教的、及び非営利組織であり、人間の尊厳の尊重及び擁護に価値を置く。
本団体は、1980年に設立されたフランスのメドゥサン・デュ・モンドと提携関係にある。

本団体は、人々の健康及び人間の尊厳に対する危機又は脅威を阻止するため、それらを明示する。

本団体は、その会員が人道的活動を行うにあたって発見したこと、特に医療の利用を妨げる障害の証人となり、その行動を通して人権に対する侵害を公に非難する。

第1条 (名称)

本団体は、「特定非営利活動法人 メドゥサン・デュ・モンド ジャパン」と称し、欧文名称を「Médecins du Monde Japon」とする。

第2条 (目的)

本団体は、自然災害、集団惨禍、及び交戦状態の結果、危機又は社会からの排除に直面する世界中の弱者を支援し、より一般的には、肉体的又は精神的苦痛に直面する世界及び日本の人々の救援を行うことを目的とする。

第3条 (活動の種類及び事業)

本団体は、特定非営利活動促進法第2条の別表1号保健、医療又は福祉の増進を図る活動、同6号災害救援活動、及び同9号国際協力の活動に該当する活動を行い、その目的を達成するため次の事業を行う。

(a) 医師、他の医療専門家及び組織される使節団の目的に必要な技能を有するその他の人を、出動させる。

(b) 災難下の人々のために、できるだけ迅速に、適切な効率性、技術、及び責任をもって救援を行うための、あらゆる人的又は自然の資源を動員する。

(c) 本団体の目的達成を促進するためのあらゆる国家的又は国際的支援を求める。

(d) 災難下の人々の救援活動において、国及び地域の政府並びに他の関連する国際救援機関と協力し、共同で事業を行う。

(e) 援助を必要とする人々を支援するため、世界のあらゆる地域に緊急救援隊を資力の範囲内で派遣する。

(f) その他、本団体の目的を達成するために必要な事業を行う。

第4条 (収益事業)

本団体は、その目的を達成する事業に充てるため、次の収益事業を行うことができる。

- (a) 本団体のイメージを高める商品及びサービスに対しての商標の使用許諾。
- (b) 出版活動。
- (c) 本団体の理念に相違ない範囲で、サービスや物品の販売活動。

第5条 (事務所)

本団体は、主たる事務所を東京都港区東麻布2丁目6番10号に置く。

第6条 (財源)

本定款第2条に定める目的を達成するため、本団体は、資金を借り、調達し、並びに、財政援助、寄付金、補助金、献金、会員による会費、及び金品の遺贈を、適切であると考えられる、あらゆる政府機関、国際機関、又は地方機関等を含む、合法的ないかなる公的又は私的財源からも、勧誘し、受領する機能を有する。

収益事業の会計は、特別の会計として経理される。

第7条 (理事会)

1. 権能

本団体の業務執行及び財産管理は理事会がその権限を有する。

理事会は、収益及び会員による会費とともに事業計画及び予算の決定、必要な職員及びその他の人員の雇用、出費の承認、並びに本団体の目的達成に必要なすべての手段をとる全権限を有する。

2. 数、選任及び任期

本団体の理事会は、本団体の総会において選任される7名以上の理事から構成される。本団体の設立当初の理事は、別紙役員名簿のとおりとする。

すべての理事の任期は2年とし、再任されることができる。

補欠による理事の任期は、前任者の残任期間とする。

設立当初の理事の任期は、本団体の設立登記の日から最初の通常総会終結の時までとする。

3. 理事長

理事会は、理事の中から1名以上の代表理事を任命し、代表理事の中から1名の理事長を任命する。理事長は本団体の最高運営責任者として、その職務に必要なかつ適当な、あらゆる権限を有する。理事長は、常に理事会の議長をつとめ、理事会のすべての会議を主宰する。

理事長は、本団体の名のもとに、及び本団体を代表して、抵当権の設定、契約、その他の法律文書に署名する。ただし、理事会が、決議によって、その権限を理事長以外の他の理事又は代理人（特に事務局長）に賦与する場合は、その者が理事会によって与えられた範囲内で完全な権限を有する。理事長はその権限を部分的に、みずから指名する理事又は職員に委任することができる。

4. 年次理事会

年次理事会では、本定款第9条に定める事業報告書等の提出、各種会員が支払う年会費の決定、並びに年次理事会で審議するのが適当なその他の議事を審議する。年次理事会は、毎年3月31日以前に開催される。

5. 通常理事会及び特別理事会

通常理事会は、あらゆる議事を処理し、ときに応じて、理事会の決議が定める場所及び日時で開催される。

特別理事会は、理事長が必要と認める時、又は全理事の3分の1以上の者からの書面による請求がある時に招集され、理事会の招集通知に記載されている場所及び日時で開催される。

理事会は、東京、又は理事長が定める日本国内若しくは国外のその他の場所にて開催される。

6. 招集通知

年次理事会及び特別理事会の招集通知は、書面、ファックス、電報又は電子メールでなすものとし、各理事宛てに、会議の少なくとも5日前に、書面の場合には交付、その他の場合には送付されなければならない。招集通知は、招集通知免除に署名した理事、又は通知の欠缺を会議前若しくは開始時に異議を述べずに会議に出席した理事に対してはなされる必要はない。

通常理事会の招集通知はなされる必要はない。

7. 同意による行為

理事会の行う必要がある、又は行うことが認められている行為は、その行為を承認する決議の採択に、すべての理事が書面にて同意する場合は、会議なしで行うことができる。理事による決議及びその書面による同意は、理事会の議事録に記録される。

8. 会議電話による会議

いずれの理事も、人数に関係なく、会議参加者全員が、同時に、お互いの発言を聞くことができる、会議電話又はそれに類似した伝達機器を用いて理事会の会議に参加できる。このような方法による参加は、本人による会議出席とみなす。

9. 定足数

理事会の各会議は、理事の2分の1以上の本人又は代理人による出席をもって、議事の審議に必要な定足数とする。定足数に満たない場合、出席した複数又は単数の理事が、その会議での告知をもって、ときに応じて、定足数を満たす本人又は代理人による出席があるまで、会議を延期できる。当初招集された会議で、定足数が足りていれば審議されるはずだった議事は、そこで審議できる。

理事長が欠席のときは、理事長によって指名された理事が、会議の議長をつとめる。

10. 理事会の決議

理事会の決議は、会議に本人又は代理人によって出席したすべての理事の過半数の承諾を得て採択する。

11. 辞任又は解任

理事は、別段の定めのない限り、いつでも辞任できる。本団体の主たる事務所に書面での辞表が到達した段階で、辞任は効力を発する。

理由がある場合、理事の選任の場合と同じ多数決及び定足数の要件に従って総

会の表決により、理事を解任できる。

1 2. 報酬及び手当

理事は、その職務のためにいかなる報酬も受領しないが、理事会の決議によって、その出席が必要又は有用とみなされる、理事会の会議又は他の会議若しくは行事への出席にともなう交通費の支給を受領することができる。ただし、理事が上記以外の立場で本団体に役務を提供し、それにつき報酬を受領することを妨げるものではない。

1 3. 議事録

議事録には、理事会の会議の議題及び審議の結果を記録し、理事長及び会議に出席した1名以上の理事が記名捺印又は署名する。

1 4. オブザーバー

理事長は、本団体の会員及び職員に、オブザーバーとして、理事会の会議へ出席することを依頼することができる。

第8条 (役職)

1. 理事の職務

理事会は、事務局長、会計役、及びその他の適当と思われる役職を、理事の中から任命できる。

2. 事務局長

事務局長は、会員及びボランティアとの関係を管理するため、理事会の決定に関連するあらゆる職務を遂行する権限を理事会から完全かつ明示的に与えられる。

3. 会計役

会計役は、理事会によって別に定められない限り、本団体の資金及び有価証券を保管する。会計役は、すべての金銭及びその他貴重品を、理事会が指定する銀行及び口座に、本団体の名義及び勘定で寄託する。会計役は、理事会の命令に従って、本団体の資金から支出することができる。会計役は、収支に関する、完全かつ正確な計算書が維持されるようにし、理事長及び理事会が必要とする時はいつでも、会計役として処理した業務及び本団体の財政状況についての計算書をそれらに提出する。会計役はその権限の一部を、職員に委任することができる。

4. 執行役員及び職員の選任

理事会は、本団体の目的を遂行するために、適切と思える条件のもと、執行役員及びその他職員を任命できる。

第9条 (事業報告書等)

毎年の年次理事会において、理事長及び会計役、又は理事の過半数によって認証された、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書が提出される。理事会が選定した独立の公認会計士又は監査法人の監査意見を事業報告書等に添付する。事業報告書等の要約は、年次理事会の議事録におさめられる。事業報告書等は、本団体の総会に提出され、その承認を受けたうえ、本団体の記録に保管される。

第10条 (監事)

1. 人数、選任及び任期

監事1名以上が、総会で選任される。その任期は、2年とし、再選されることができる。本団体の設立当初の監事は、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、本団体の設立登記の日から最初の通常総会終結の時までとする。

2. 権能

監事は、以下の職務を行う。

- (a) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (b) 本団体の財産の状況を監査すること。
- (c) 前2号に定める監査の結果、本団体の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄官庁に報告すること。
- (d) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (e) 理事の業務執行の状況又は本団体の財産の状況について、理事会に意見を述べること。

3. 辞任及び解任

監事は、別段の定めのない限り、いつでも辞任できる。本団体の主たる事務所に書面での辞表が到達した段階で、辞任は効力を発する。

理由がある場合、監事の選任の場合と同じ多数決及び定足数の要件に従って総会の表決により、監事を解任できる。

4. 報酬及び手当

監事は、いかなる報酬も受領しないが、理事会の決議によって、その出席が必要又は有用とみなされる、理事会の会議又はその他の会議若しくは行事への出席にともなう交通費を受領するこ

とができる。

第11条（名誉委員会）

理事会は、全理事の過半数によって採択された決議により、名誉委員会を置くことができる。名誉委員会は、本団体の目的及び信条に関心のある12名以下の著名な個人で構成される。

理事会は、ときに応じて、名誉委員会の会員数を増減したり、名誉委員会を解散したりできる。理事会は、その裁量により、名誉委員会の空席を補充したり、名誉委員会の会員を解任できる。

名誉委員会の会員の任期は、理事会の定めるところにより2年とする。

理事会は、名誉委員会によって提案された候補者の中から、名誉委員会の議長を任命することができる。

名誉委員会は、ときに応じて、政策の作成、企画の採択、本団体の振興、又は、本団体の目的に含まれるその他のあらゆる事項について、本団体に助言を与えたり、理事会に勧告をしたりする。

名誉委員会は、本団体の業務執行における、理事会のいかなる権限も行使しない。

第12条（会員）

本団体の会員は、以下の者から構成される。

- (1) 設立会員とは、本団体の設立に貢献した個人で、設立会員は理事会の定める年会費を納入しなければならない。
- (2) 評議員とは、本団体の活動理念に賛同しかつ深く理解し、日本の国内または日本以外の地域で行われる本団体又は日本以外のメドゥサン・デュ・モンドによって組織された人道援助活動に参加する意思とそれを遂行する能力を持つ個人、又はその他、理事会が本団体の目的に照らして適当と認める個人で、評議員は理事会の定める年会費を納入しなければならない。

本団体においては、設立会員及び評議員をもって、特定非営利活動促進法で定められているところの社員とする。

第13条（入会、退会及び除名）

本団体に、評議員又は会員として加入しようとする者は、加入申込書を理事会に提出し、理事会の同意を得なければならない。理事会は、正当な理由のない限り、本定款第12条に規定される

基準を充足するいかなる者の入会も認めるものとし、その入会を認めないときには、理由を付した書面をもって加入申込者に通知するものとする。加入が承認された者には、譲渡不能の会員証明書が発行される。

設立会員、評議員又は会員は、退会申込書を理事会に提出して、任意に退会することができる。また設立会員、評議員又は会員が死亡したときも退会とみなす。

設立会員、評議員又は会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

- (1) 年会費を6ヶ月以上滞納したとき
- (2) 本定款又はその他の規則に違反したとき
- (3) 本団体の名誉を傷つけ、又は本団体の目的に反する行為をしたとき

設立会員、評議員又は会員が退会した場合、既に納入された会費、寄付金はいっさい返還されず、本団体によってその者に発行された会員証明書は自動的に効力を失い、直ちに本団体に返還されなければならない。

第14条 (総会)

本団体の総会は、議決権を有する設立会員及び評議員をもって構成する。設立会員及び評議員の議決権は平等である。

本団体の総会は、毎年1回、理事会が招集し、理事会の定める場所及び日時に開催される。

総会の招集通知は、会議の少なくとも15日前に、設立会員及び評議員に対して、書面あるいは電磁的方法で行われる。

会員、名誉委員会の会員及び職員は、オブザーバーとして総会に出席できる。

通常総会において、理事は、本団体の事業報告書等の承認を求め、事業計画を報告する。

総会は、出席した設立会員及び評議員の過半数の表決により、定められた数の理事及び監事を選出する。ただし、設立会員及び評議員の2分の1以上が、本人又は代理人により出席している場合に限る。

総会に出席できない設立会員又は評議員は、書面あるいは電磁的方法による表決、又は他の設立会員又は評議員に表決を委任することができる。いかなる設立会員又は評議員も、代理人は一人までとする。

総会の議事録は、本団体により作成され、本団体の記録に保管される。

第15条（登録商標）

「メドゥサン デュ モンド」の登録商標の使用は、使用許諾契約の規定に従って、フランスのメドゥサン・デュ・モンドから本団体に認められている。

第16条（定款の変更、解散及び合併）

1. 定款の変更

本団体は、法律で別に要求されない限り、総会において全設立会員及び評議員の3分の2以上の承諾を得て、本定款を変更することができる。

本定款は、本団体の理事長によって認証されたのち、その写しに事務局長の証明を受け、本団体の主たる事務所に常時保管される。

2. 解散

本団体は、総会において全設立会員及び評議員の3分の2以上の承諾を得、かつ所轄庁の認証を得たうえで解散することができる。

3. 合併

本団体は、総会において全設立会員及び評議員の3分の2以上の承諾を得、かつ、所轄庁の認証を得たうえで、合併することができる。

第17条（公告の方法）

本団体の公告は、官報に掲載して行う。ただし、特定非営利活動促進法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、本団体のホームページにおいて行う。

第18条（効力発生日）

本定款は、本団体が特定非営利活動促進法に従って設立登記された日から効力を有する。